

令和 2 年度

財政援助団体等監査報告書

狭山市監査委員

目 次

< 狭山市立水野児童館指定管理 >

1	監査の目的	P 1
2	監査の対象	P 1
	(1) 公の施設	P 1
	(2) 指定管理者	P 1
	(3) 所管課	P 1
3	監査の実施日、監査を実施した監査委員及び監査の範囲等	P 1
	(1) 監査の実施日	P 1
	(2) 監査を実施した監査委員及び監査の場所	P 1
	(3) 監査の範囲及び方法	P 1
4	監査の結果	P 2
	(1) 施設の概要	P 2
	(2) 利用案内	P 2
	(3) 指定管理者が行う業務	P 2
	(4) 利用状況	P 2
	(5) 実施した主な事業	P 3
	(6) 指定管理者の収支	P 5
	(7) 総評	P 5

< さやま大茶会実行委員会補助金 >

1	監査の目的	P 9
2	監査対象者の概要等	P 9
	(1) 対象者の概要	P 9
	(2) 補助金交付の目的	P 9
	(3) 組織	P 9
3	監査の実施日、監査を実施した監査委員及び監査の範囲等	P 9
	(1) 監査の実施日	P 9
	(2) 監査を実施した監査委員及び監査の場所	P 9
	(3) 監査の範囲及び方法	P 10
4	監査の結果	P 10
	(1) 補助金の充当先及び事業の概要	P 10
	(2) 収支決算書	P 11
	(3) 総評	P 11

＜ 狭山市急患センター歯科運営費補助金 ＞

1	監査の目的	P 1 3
2	監査対象者の概要等	P 1 3
	(1) 対象者の概要	P 1 3
	(2) 補助金交付の目的	P 1 3
	(3) 組織	P 1 3
3	監査の実施日、監査を実施した監査委員及び監査の範囲等	P 1 4
	(1) 監査の実施日	P 1 4
	(2) 監査を実施した監査委員及び監査の場所	P 1 4
	(3) 監査の範囲及び方法	P 1 4
4	監査の結果	P 1 4
	(1) 補助金の充当先及び事業の概要	P 1 4
	(2) 収支決算書	P 1 5
	(3) 総評	P 1 6

狭山市立水野児童館指定管理

1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が公の施設の管理を行わせている団体に対して、指定管理に係る出納及び管理運営が適正に行われているかについて、狭山市監査基準に準拠して監査を実施した。

2 監査の対象

(1) 公の施設

狭山市立水野児童館

(2) 指定管理者

企業組合労協センター事業団

(3) 所管課

こども支援課

3 監査の実施日、監査を実施した監査委員及び監査の範囲等

(1) 監査の実施日

令和2年11月24日

(2) 監査を実施した監査委員及び監査の場所

ア 監査を実施した監査委員

監査委員 新良 守克

※永井監査委員は所用のため欠席

イ 監査の場所

監査委員室、狭山市立水野児童館

(3) 監査の範囲及び方法

令和元年度の狭山市立水野児童館指定管理について、基本協定書等に基づく施設の管理及び収支の会計経理等に主眼を置き、事務の執行の適法性、効率性及び妥当性の観点から検証した。

監査は、提出された監査資料に基づき書面監査を行い、管理運営を委任している狭山市立水野児童館に赴いて現場を確認するとともに、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

4 監査の結果

(1) 施設の概要

- ア 名 称 狭山市立水野児童館
- イ 所在地 狭山市大字水野 8 9 1 番地 4
- ウ 開設時期 昭和 6 3 年 5 月
- エ 建物等概要
- (ア) 構造 鉄筋コンクリート造 地上 2 階
- (イ) 敷地面積 2, 8 0 5. 8 7 m² (水野公民館の敷地を含む)
- (ウ) 延床面積 4 0 8. 4 6 m² (児童館専有面積)
- (エ) 主な施設 1 階 体育室、保育室、図書室、事務室
2 階 子育てプレイス水野
- (オ) 施設の目的 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。

(2) 利用案内

- ア 利用時間 水野児童館 午前 9 時から午後 5 時まで
子育てプレイス水野 午前 9 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで
- イ 休館日等 毎月第 1 月曜日、年末年始
ただし、子育てプレイスは毎週日曜日も休館
- ウ 利用料金 無料 (事業の内容により、実費負担あり)

(3) 指定管理者が行う業務

- ア 狭山市立水野児童館の維持管理に関する業務
- イ 狭山市立児童館条例第 3 条各号に掲げる事業の運営に関する業務
- ウ 狭山市立水野児童館の利用許可及び使用料の収納に関する業務
- エ 上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

(4) 利用状況

開館日数	館内利用者	子育てプレイス	その他	総計
315日 (268日)	22,137人	5,410人	328人	27,875人

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和 2 年 3 月 2 日 (月) から令和 2 年 6 月 3 0 日 (火) まで臨時休館

※「開館日数」の括弧内は子育てプレイスの開館日数

※「館内利用者」のうち、各種事業参加者数は 10,613 人

※「子育てプレイス」のうち、「ランチタイム」の利用者数は 912 人

(5) 実施した主な事業

ア 講師に依頼し実施した事業

事業名	対象及び内容等	実施回数 参加人数
折り紙ひろば	幼児以上：折り紙を通じて、製作することを楽しむとともに、異年齢の交流を図る。	11回 70人
ハッピークッキング	小学生：簡単な料理、お菓子などを作る。	4回 54人
おもちゃの病院	子どものおもちゃ：壊れたおもちゃを修繕する。	3回 51人
剣道クラブ	小学生：剣道を通じて体力を増進させるとともに、異年齢の交流を図る。	37回 1,148人

イ 職員により実施した事業

(ア) 通年等複数回実施事業

事業名	対象及び内容等	実施回数 参加人数
講習会	0～3歳児とその保護者：子育て親子のニーズや要望を取り入れた子育て及び子育て支援に関する講習会を実施する。	11回 242人
こあらクラブ	0歳児とその保護者：ふれあい遊びを通じ、子育て支援を行う。	10回 112人
うさぎくらぶ	1～2歳児とその保護者：季節の工作や運動遊びを通じ、子育て支援を行う。	10回 172人
ドレミクラブ	2歳児とその保護者：ふれあい遊びや工作を通じ、親子のふれあいや保護者の相互交流、友だちづくりを促す。	16回 462人
ぱんだくらぶ	2歳以上の幼児とその保護者：季節の工作や運動遊びを通じ、子育て支援を行う。	10回 193人
おはなしタイム	未就学児とその保護者：手遊びや絵本、紙芝居、パネルシアター等を用いてお話をする。	34回 882人
プレイパーク	未就学児とその保護者：トランポリンやトンネルなどで自由に遊び、たくさん体を動かす。	34回 944人
誕生会	未就学児とその保護者：お誕生月のお友だちをみんなでお祝いする。	10回 186人
デコカベン	未就学児とその保護者：季節に合わせ、子どもたちの手で児童館の「壁」を「デコレーション」する。	9回 152人
子育て応援事業 (ハンドメイドタイム)	未就学児とその保護者：【保育付き】モノづくりやおしゃべりを通じ、保護者のリフレッシュ等に寄与する。	2回 52人
乳幼児バスハイク	未就学児とその保護者：児童館バスで公園やさつまいも掘りなどに出かけ、遊ぶ。	2回 46人

お弁当タイム	未就学児とその保護者：みんなで昼食を食べる楽しさを味わいつつ、保護者の交流を図る。	25回 148人
チャレンジこどもクラブ	小学生：野外活動やゲーム等様々な活動を通じ、自主性や異年齢児童の交流を深めるとともに、地域での活動の場を広げる。	13回 198人
小学生バスハイク	小学生：児童館バスで牧場などに出かけ、体を動かして遊び、豊かな自然や文化に触れる。	3回 54人
夏休み工作	小学生：水野公民館との共催により、公民館で活動するサークルの協力を得て、転写紙を使った磁器の絵付けや七宝焼、万華鏡などを制作する。	3回 54人
パパくらぶ	子どもとその父親：子どもと父親が一緒になって、料理やジャガイモ掘り等を楽しむ。	2回 52人
水野寺子屋事業	中高生：図書室に学習優先スペースを設け、子どもたちの学習意欲を高め、主体的な学習を支援する。	6回 21人

(イ) 単発事業

事業名	対象及び内容等	参加人数 (定員)
四館合同キャンプ	小学4～6年生：【4館共催】1泊2日のキャンプを通じ、大自然や集団生活を体験する。	30人 (40人)
デイキャンプ	小学生：児童館バスで野外に出かけ、川遊びなどを楽しむ。	18人 (20人)
段ボールクラフト	小学生：段ボールを利用して、ワゴン車を作る。	10人 (20人)
普通救命講習会	中学生以上：応急手当の重要性や救命に必要な応急手当、AEDの使用法等を身につける。	18人 (20人)
缶バッチDay	乳幼児～高校生とその保護者：自分の好きな写真や絵を利用して、オリジナルの缶バッチを作る。	34人 (50人)
さといもほり	幼児～小学生とその保護者：市内の畑に出かけ、親子でさといもの収穫をする。	44人 (20組)
お正月遊びと七草がゆ	幼児～高校生とその保護者：羽根つきやコマ回しなどのお正月あそびと七草がゆを楽しむ。	36人 (20人)
節分会	未就学児とその保護者：豆まきごっこやお面作りなどをして、節分を楽しむ。	43人 (20組)

(ウ) まつり

事業名	内容等	参加人数
こどもまつり	ボランティアや母親クラブなどの協力を得て、模擬店やビンゴ大会などを楽しむ。	567人
水野の森の夏祭り	ボランティアや母親クラブなどの協力を得て、笹飾りロードやおみこし、模擬店、ゲームなどを楽しむ。	2,171人

秋のこどもまつり	ボランティアや母親クラブなどの協力を得て、模擬店やゲーム、ビンゴ大会などを楽しむ。	991人
----------	---	------

(6) 指定管理者の収支

ア 収入

(単位 円)

項目	予算額 (A)	実績額 (B)	差引 (A - B)	概要
指定管理料	26,500,000	26,259,000	241,000	
その他	551,000	606,558	△55,558	事業材料費等
収入合計	27,051,000	26,865,558	185,442	

イ 支出及び収支差額

(単位 円)

項目	予算額 (A)	実績額 (B)	差引 (A - B)	概要
人件費	18,214,000	17,552,674	661,326	職員給料等
事務費	2,326,000	1,954,856	371,144	会議費等
事業費	1,368,000	1,866,238	△498,238	行事費等
管理費	1,023,000	2,119,024	△1,096,024	保守管理費等
一般管理費	4,120,000	3,507,570	612,430	本部維持管理費等
支出合計	27,051,000	27,000,362	50,638	
収支差額	0	△134,804	134,804	

(7) 総評

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に創設されたものである。

指定管理者制度の導入効果として、コスト面について、直営時の29,801,000円(平成19年度実績額)と比較して約350万円削減されていること、加えて、直営時には「子育てプレイス水野」事業を実施していなかったことから、実質的には約900万円のコスト削減効果が生じていると考えられる。また、積極的な地元自治会等との関わりにより、地域から愛される児童館を目指した運営がなされている点、中高生の利用を促進している点など大いに評価できるところである。

基本協定書等に基づく施設の管理業務及び指定管理料に係る出納その他の事務処理については、事前調査、監査及び実地調査を行った結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部には改善又は検討を要する事項も見受けられたので、これらに留意し、施設の適正な管理運営に努められたい。

ア こども支援課

(ア) モニタリングについて

所管課が実施する四半期毎のモニタリングについて、業務報告書が提出されてから2か月を目途に実施するのを原則としているようであるが、日程調整が遅れたことから、3か月以上経過してから実施されていた。

モニタリングは業務報告書の内容確認のほか、指定管理者の法人の業務実績を把握する機会としてもとらえていただき、適正な時期に実施されたい。(要望)

(イ) 事業ごとの実施状況の把握について

施設の利用状況を確認するにあたり、事業ごとの参加者を聞いたところ、その集計の分析はなされていない様子であった。事業の評価にあたって有効な手段であることから、それにより実績を精査されたい。また、児童館全体における指定管理業務内容の向上につなげるため、市が運営する児童館に関してそれぞれの取組みを比較し、達成状況を評価できるような客観的な指標の設定を検討されたい。(要望)

(ウ) 適正な施設管理について

年度協定書における修繕費は545,000円であり、その金額が指定管理者の努力により有効に支出されていることを確認したが、水野児童館は建築後32年が経過していることもあり、協定書で定められた金額の妥当性について再検討する必要があるのではないかと懸念している。適宜協議を行い、真に必要な予算を検討したうえで計画的な維持管理に努められたい。(要望)

イ 指定管理者

(ア) 備品購入について

備品購入報告が、狹山市物品管理規則第4条第2項に基づく別表「物品分類表」の区分「(1) 性質又は形状を変えずに比較的長期間の使用に耐えるものであって、1品の取得価格(消費税等を除く。)が5万円以上のもの。」によらず、5万円未満の物品についても報告があった。物品管理規則に則って報告されたい。(要望)

(イ) 施設管理及び運営について

施設管理及び運営が適切に行われていた。現在、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施しながらの事業展開で、多くの利用者等の参加が難しい状況となっているが、引き続き適切な施設管理及び事業運営をお願いするとともに、事業ごとのアンケート結果や地域懇談会での意見等をふまえ、指定管理者の強みを生かした創意工夫によって、利用者には喜ばれる様々なサービスの提供に期待している。(要望)

さやま大茶会実行委員会補助金

1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、補助金の交付目的が十分達成されているか並びに交付申請の手續及び収支の会計経理が適正に行われているかについて、狭山市監査基準に準拠して監査を実施した。

2 監査対象者の概要等

(1) 対象者の概要

ア さやま大茶会実行委員会

さやま大茶会実行委員会は、日本の伝統文化である茶道への理解を深め、地域に根ざす文化の創造を目指すとともに「お茶香るまち さやま」のイメージアップを図るため、狭山市名産の抹茶「明松」、玉露「伊利麻路」を使用した野点の茶会「さやま大茶会」を開催することを目的に、平成2年6月5日に設置された。

イ 所管課

市民文化課

(2) 補助金交付の目的

さやま大茶会実行委員会が主催する「さやま大茶会」に要する経費に対して予算の範囲内において補助金を交付することにより、円滑な事業の推進を図ること。交付額は、4,300,000円であった。

(3) 組織

さやま大茶会実行委員会は事務局を狭山市市民部市民文化課内に置き、令和2年4月1日現在、役員は6名（委員長1名、副委員長2名、会計1名、監査2名）である。

3 監査の実施日、監査を実施した監査委員及び監査の範囲等

(1) 監査の実施日

令和2年11月24日

(2) 監査を実施した監査委員及び監査の場所

ア 監査を実施した監査委員

監査委員 新良 守克

※永井監査委員は所用のため欠席

イ 監査の場所

監査委員室

(3) 監査の範囲及び方法

補助金の交付目的が十分達成されているか並びに交付申請の受付及び収支の会計経理が適正に行われているかを主眼として、令和元年度の補助金に係る出納その他の事務の執行について、帳簿等の証拠書類を監査するとともに、関係者から説明を聴取した。

4 監査の結果

(1) 補助金の充当先及び事業の概要

ア 充当先

補助金の充当先は、さやま大茶会の運営費である。

イ 運営費の内訳

(ア) 需用費（食糧費、印刷製本費、消耗品費）

(イ) 役務費（通信運搬費、手数料、保険料）

(ウ) 委託料（事業関係委託料）

ウ 令和元年度に実施した「第30回さやま大茶会」の概要

(ア) 開催日時

令和元年11月10日（日）午前10時から午後3時まで

(イ) 開催場所

埼玉県営狭山稲荷山公園

(ウ) 参加席数

14席（抹茶12席、煎茶2席）

※友好交流都市である新潟県津南町の名水「竜ヶ窪の水」を使用

(エ) 野点の茶会以外の主な催し物

俳句の展示（狭山市俳句連盟）、いけばなの展示（狭山市いけばな連盟）、邦楽演奏（狭山市三曲連盟）、狭山茶及び玉露の販売（狭山市茶業協会）、手揉み茶の実演（狭山市手揉み茶保存会）、和菓子の販売（入間川菓子製造組合）、物産展（津南町及び狭山市）、英語点茶体験（外国人向け）、杭州市分茶席体験（友好交流都市）、茶の里ウォーキング（同日開催、狭山市自治会連合会）

(オ) 来場者数

約 5, 0 0 0 人 (姉妹友好都市の招待客等の外国人を含む)

(2) 収支決算書

収入の部

(単位 円)

項目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (A - B)	概要
繰越金	504, 711	504, 711	0	H30年度繰越金
市補助金	4, 300, 000	4, 300, 000	0	
助成金	150, 000	145, 000	5, 000	
席主参加負担金	150, 000	140, 000	10, 000	14席×10, 000円
物販テント料	20, 000	25, 000	△ 5, 000	5店舗×5, 000円
雑収入	0	182, 042	△ 182, 042	茶券剰余金等
合計	5, 124, 711	5, 296, 753	△ 172, 042	

支出の部

(単位 円)

項目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (A - B)	概要
需用費	630, 000	336, 751	293, 249	
食糧費	40, 000	38, 591	1, 409	協力者昼食代等
印刷製本費	40, 000	80, 248	△ 40, 248	チラシ印刷費
消耗品費	550, 000	217, 912	332, 088	台車等
役務費	58, 000	282, 741	△ 224, 741	
通信運搬費	55, 000	48, 421	6, 579	切手代等
手数料	1, 000	232, 120	△ 231, 120	振込手数料
保険料	2, 000	2, 200	△ 200	動産保険料
委託料	4, 436, 711	4, 183, 300	253, 411	
事業関係委託料	4, 436, 711	4, 183, 300	253, 411	会場設営委託料等
合計	5, 124, 711	4, 802, 792	321, 919	

収入合計 5, 296, 753円

支出合計 4, 802, 792円

差引残高 493, 961円

(3) 総評

交付された補助金は、補助目的に沿って適正に執行され、その効果を上げていたものと認められた。

また、経理状況についても、おおむね良好に処理されていたが、一部には改善又は検討を要する事項が見受けられたので、適切な対応をされたい。

ア 市民文化課

(ア) 補助金交付要綱について

補助金は地方自治法第232条の2に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。さやま大茶会実行委員会補助金交付要綱第1条では「実行委員会が行う事業の実施に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、円滑な事業の推進を図ることを目的とする。」となっているが、実行委員会が行う事業がどのような公益上の必要性があるかの記載として不十分であると思われる。

交付要綱には、さやま大茶会実行委員会が補助金等交付申請書の目的及び内容欄に記載している様な「公益上の必要性」を含めた交付目的の規定の記載を検討されたい。(要望)

イ さやま大茶会実行委員会

(ア) 事業内容について

第30回さやま大茶会は、野点の茶会のほか手揉み茶の実演、狭山茶・和菓子の販売、俳句の展示などに加えて、茶の里ウォーキングも同時開催され、姉妹友好都市の招待客等の外国人を含む約5千人の来場者があったことが確認できた。今後も工夫を凝らした運営を期待する。(要望)

狭山市急患センター歯科運営費補助金

1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、補助金の交付目的が十分達成されているか、並びに交付申請の手續及び収支の会計経理が適正に行われているかについて、狭山市監査基準に準拠して監査を実施した。

2 監査対象者の概要等

(1) 対象者の概要

ア 狭山市歯科医師会

狭山市歯科医師会は、医道の高揚、歯科医学、医術の進歩発展と公衆衛生の普及向上を図り、もって社会並びに会員の福祉、発展、相互の親睦を図ることを目的に、昭和61年4月12日に設立された。

狭山市歯科医師会の事業の概要は、次のとおりである。

- (ア) 狭山市急患センターの運営に関する事業
- (イ) 乳幼児歯科検診及び相談に関する事業
- (ウ) 学校歯科に関する事業
- (エ) むし歯予防デーに関する事業
- (オ) 狭山市成人歯科（歯周病）健診に関する事業
- (カ) 訪問歯科診療に関する事業
- (キ) 障害者歯科相談に関する事業
- (ク) 事業所歯科検診に関する事業

イ 所管課

健康づくり支援課

(2) 補助金交付の目的

狭山市歯科医師会が運営する、狭山市急患センターにおける休日歯科診療業務に要する経費に対して予算の範囲内において補助金を交付することにより、休日における市民の医療を確保すること。

交付額は、6,809,500円であった。

(3) 組織

狭山市歯科医師会は事務所を狭山市狭山台3丁目24番地狭山市急患センター内におき、狭山市内で歯科医療に従事する歯科医師で構成されている。

監査実施時点における会員数は52名であり、役員は、狭山市歯科医師会会則第7条において、会長1名、支部長1名（会長の兼務可）、副会長2名、会計1名、監事2名のほか、若干名の理事、顧問をおくこととされている。

3 監査の実施日、監査を実施した監査委員及び監査の範囲等

(1) 監査の実施日

令和2年11月27日

(2) 監査を実施した監査委員及び監査の場所

ア 監査を実施した監査委員

監査委員 永井 保

監査委員 新良 守克

イ 監査の場所

狭山市急患センター、狭山市保健センター会議室

(3) 監査の範囲及び方法

補助金の交付目的が十分達成されているか、並びに交付申請の受付及び収支の会計経理が適正に行われているかを主眼として、令和元年度の狭山市急患センター歯科運営費補助金に係る出納その他の事務の執行について、帳簿等の証拠書類を監査するとともに、狭山市急患センターに赴いて現場を確認し、関係者から説明を聴取した。

4 監査の結果

(1) 補助金の充当先及び事業の概要

ア 充当先

狭山市歯科医師会の狭山市急患センター歯科運営事業に要する、医師手当、衛生士手当、薬剤師手当等を含む人件費

イ 事業の概要

診療日 日曜日、国民の祝日及び休日、

年末年始（12月29日～1月3日）

診療時間 午前9時から正午まで

※5月3日～5日及び年末年始は午前9時から午後3時まで

診療体制 歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、受付事務員各1名

ただし、年末年始等各2名体制の場合あり（受付事務員以外）

診療日数 76日

患者数 194人

(2) 収支決算書

収入の部

項目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (A-B)	概要
繰越金	100,000	180,171	△ 80,171	
市補助金	6,809,500	6,809,500	0	
診療報酬	1,083,805	1,307,694	△ 223,889	
諸収入	100	3,094	△ 2,994	預金利子等
合計	7,993,405	8,300,459	△ 307,054	

支出の部

項目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (A-B)	概要
会議費	120,000	103,920	16,080	
会議費	120,000	103,920	16,080	連絡協議会等
総務費	8,631,725	8,622,286	9,439	
医師手当等	8,195,825	8,130,954	64,871	
医師手当	3,950,000	3,950,000	0	
歯科衛生士手当	850,675	797,932	52,743	
薬剤師手当	565,000	565,000	0	
事務員手当	1,950,150	1,938,022	12,128	受付事務員、事務員
役員費用弁償	400,000	400,000	0	弁当代等
管理手当	360,000	360,000	0	薬剤管理手当等
レセプト事務手当	120,000	120,000	0	
需用費	160,000	192,860	△ 32,860	
消耗品費	100,000	63,543	36,457	文具、お茶等
食糧費	60,000	57,000	3,000	年末年始等食事代
事務用品費	0	72,317	△ 72,317	
役務費	251,200	273,972	△ 22,772	
電話料	56,000	52,342	3,658	
郵便料	10,000	7,515	2,485	
税理士報酬	151,200	151,200	0	
振込手数料	34,000	62,915	△ 28,915	給与振込等
公課費	24,700	24,500	200	
法人税	3,600	3,400	200	
地方法人税	0	100	△ 100	
法人県民税等	21,100	21,000	100	法人事業税等
事業費	282,840	260,171	22,669	
医薬材料費	140,000	145,260	△ 5,260	
医薬品	70,000	61,719	8,281	
医薬材料	70,000	83,541	△ 13,541	
研究研修費	10,000	114,911	△ 104,911	
講習会費・研究費	10,000	114,911	△ 104,911	口腔癌講習会
広告宣伝費	132,840	0	132,840	
HPドメイン管理料・更新料	132,840	0	132,840	
前年度返還金	100,000	180,171	△ 80,171	
前年度返還金	100,000	180,171	△ 80,171	H30年度分
合計	9,134,565	9,166,548	△ 31,983	
収支差額	△ 1,141,160	△ 866,089	△ 275,071	

収入合計 8,300,459円
支出合計 9,166,548円
差引残高 △866,089円

(3) 総評

交付された補助金は、補助目的に沿って適正に執行され、その効果を上げているものと認められた。

また、経理状況についても、おおむね良好に処理されていたが、一部には改善又は検討を要する事項が見受けられたので、適切な対応をされたい。

ア 健康づくり支援課

(ア) 補助金交付要綱について

補助金は地方自治法第232条の2に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。そのため、補助金交付要綱等では補助金の公益上の必要性（目的）を規定するとともに、補助対象経費についても交付額や使途の透明性を確保する観点から、補助対象の範囲と算定方法を明確にする必要がある。

狭山市急患センター運営事業補助金交付要綱第2条では、補助金の対象となる事業を「(1) 休日・夜間診療事業」、対象者を「(2) 狭山市医師会・歯科医師会・薬剤師会」、補助金額を「(3) 当該補助対象経費査定額に対し、予算の範囲内で定める額」と規定しているが、休日・夜間診療事業のうちどのような範囲を補助対象とするかの記載として不十分であると思われる。

交付要綱には、補助対象の事業名だけでなく、例えば「事業運営に係る人件費（医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、事務員等）」「事業運営に係る使用料及び賃借料」などの補助対象経費の記載を検討されたい。

(要望)

(イ) 事業実施日数の見直しについて

狭山市急患センター歯科運営協定書では、診療日が「日曜日・国民の祝日及び休日・5月3日～5日・12月29日～1月3日」で、令和元年度診療日数の実績が76日であったが、日曜日の受診者がいない日もあったとのことであった。

急病時の診療機関として市民の安心・安全のために必要な事業であるが、日曜日、祝日の診療を行っている歯科医院も少なからずあり、通院できない方に対する訪問診療も実施されている。現状では決して費用対効果が高い事業とは言えなくなっていることから、診療日数を見直すとともにそれに応じた適正な補助金額についても検討されたい。（要望）

イ 狭山市歯科医師会

（ア）補助金等交付申請に係る収支予算書について

令和元年度収入支出予算書の支出では、研究研修費10,000円、広告宣伝費132,840円となっていたところ、決算書では研究研修費114,911円、広告宣伝費0円となっていた。補助金等交付申請においては、できるだけ支出の見込みを精査されたい。（要望）